

令和2年
4月施行

健康保険法が改正されます

被扶養者認定基準の見直し



被扶養者になれる人は、原則として国内に居住していることが条件になります

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律により、令和2年4月1日から健康保険の被扶養者認定に際して「日本国内に住所を有する者」であることが要件として追加されます。

ただし、下記の①～⑤に該当すると認められる場合は、例外的に国内居住の認定要件を満たすことになります。

一方で、現在、海外に居住する被扶養者がいる場合など、新たに認定要件となる国内居住を満たさない場合は、令和2年4月1日以降、被扶養者としての資格は認められませんので、扶養削除のお手続きが必要となります。

詳しくは、令和2年2月下旬頃、事業主（会社）経由でお知らせいたします。また、今後は、新規の被扶養者申請や、毎年行われる被扶養者調査の際に国内居住要件を満たしているかどうかの審査を行います。

海外に住んでいても例外的に国内居住要件を満たすケース

- ① 外国に留学する学生
- ② 外国に赴任する被保険者の同行者
- ③ 観光・保養・ボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する人
- ④ 被保険者が外国に赴任している間にその被保険者との身分関係が生じた者であって、②と同等と認められた人
- ⑤ 渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められた人

*医療滞在ビザとロングステイビザによる入国者は、国内に居住していても被扶養者にはなりません。

● 扶養に関するお問い合わせ ● 外線：0422-52-5521 担当：品田（内）731-34656

退職したときの保険証

会社を退職すると、加入していた健康保険組合の資格を失い、ご本人（被保険者）だけでなく、ご家族（被扶養者）の方もそれまでの保険証を使うことはできません。

医療機関を受診する際は、次に加入する健康保険等から交付される保険証を使用してください。



① 退職するときは保険証の返却が必要です

会社を退職するときは、会社のご担当者を通して、保険証を健康保険組合まで必ず返却してください。保険証はご自分で破棄・処分することはできません。クレジットカードなどのようにハサミで切り刻まないでください。

被扶養者だったご家族の保険証、高齢受給者証や限度額適用認定証をお持ちの場合は併せてご返却ください。

■こんな誤解、していませんか？

- 新しい保険証が届くまでの間は使えるだろう
- 月の途中の退職だから月末までは使えるだろう
- 会社から何も言われていないので使えるだろう
- 病院で何も言われなければ使えるだろう



いずれの場合も保険証は使用できません。

② 退職後にそれまでの保険証を使った場合

健康保険の資格を喪失した状態で、退職前の保険証を使用して医療機関を受診すると「無資格受診」となります。

無資格受診が判明した場合は健康保険組合が負担した医療費（7割）の返還請求をいたしますのでご注意ください。

退職後に医療機関などを受診する際は、新しく加入した健康保険等から交付された保険証を提示して、「保険証が変わった」旨を窓口にてお伝えください。

【ご家族が被扶養者からはずれる場合も同様です】

被扶養者だったご家族が就職、離婚、収入の増加などで被扶養者からはずれる場合も保険証の返却が必要です。「被扶養者（異動）届[減]」と併せて健康保険組合まで提出をお願いします。